

条例第8条第2項の規定による公表内容

実施機関名（担当部課）	伊予市長 (産業建設部 経済雇用戦略課)	
政策等の案の名称	伊予市中小企業・小規模企業振興条例（案）	
政策等の趣旨・目的 作成経緯	<p>市内の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の経済を支え、雇用や賑わいを創出し、市民生活の向上に寄与するなど、地域社会にとって重要な役割を果たしています。</p> <p>一方、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、地域経済の低迷により極めて厳しい状況に直面しており、このような状況の中で、本市においても、地域の経済をけん引する重要な役割を担う中小企業・小規模企業の振興を図るため、条例を制定するものです。</p>	
No.	市民等からの意見（概要）	実施機関の考え方及び修正した場合の内容
1	<p>第5条の市の役割に、本条例の制定について要望した際の要望項目の一つである「市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。」との条文を加えて欲しい。</p>	<p>中小企業・小規模企業の振興に関する施策については、当市の財政事情を踏まえながら、年度ごとに商工会議所・商工会等の関係団体と綿密な協議を行い必要に応じた財政支援等の措置を講じていることから、取り立てて本条項を明記する必要はないと考えています。今後も、財政事情を踏まえながらその都度検討していくこととしています。</p>
2	<p>第5条の市の役割に、県や他市の条例にも同様の規定がある「市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。」との規定を加えて欲しい。</p>	<p>受注機会の現状としては、市が発注している建設工事・建設コンサルタント・業務委託・物品受注について、市内で応札出来る事業者がいない場合を除き、すべての入札に市内企業が参加しており、すでに受注の機会を得ています。したがって、これ以上の受注機会の増大は見込めないため、明記する必要はないと考えています。</p>
3	<p>関係機関等と協働して施策を実施していくためにも「市は、中小企業・小規模企業等の振興のために必要と認めるときは、市、事業者、経済団体その他関係団体を構成員とする会議を設置することができる。」との規定を加えて会議の設置を願う。</p>	<p>会議を設置するにあたっては、別の例規（条例・規則・要綱等）に具体的な実施内容等を規定する必要があります。したがって、現時点では、会議について具体的な内容が決定していないことから、今後、会議の設置の必要が生じた都度、関係機関等と協議の上、本条例とは別に例規の整備をしていくこととしています。</p>